

**自立が困難な矯正施設退所者への福祉的支援に
関する好取組事例集**

**平成30年3月
株式会社インターリスク総研**

はじめに

平成 21 年度から「地域生活定着支援事業（平成 24 年度からは地域生活定着促進事業）」が開始され、平成 23 年度末に 47 都道府県への地域生活定着支援センター（以降、センター）の整備が完了しました。しかしながら、本事業開始当時から継続して受託・運営しているセンターもあれば、事業受託から間もないセンターもあること、取扱件数に差があること、その他地域事情等から、運営や業務、関係機関との連携の進め方は各センターで一様ではありません。

そこで、平成 29 年度社会福祉推進事業として実施した「自立が困難な矯正施設退所者への福祉的支援に関する調査研究事業」において、平成 29 年 10 月に全都道府県（48 センター）を対象に実施した実態調査の回答から、効果的・効率的なセンターの運営の方策や関係機関等との関係構築に係る好取組事例を抽出し、更にヒアリングを行うことでその好取組事例を実施するに至った経緯や取組の具体的内容について整理し、好取組事例集としてとりまとめました。この好取組事例集がセンターの運営・活動において、参考となりましたら幸いです。

なお、本好取組事例集の作成にあたり、実態調査の実施から各センター並びに各都道府県庁担当課の方々から多大なご協力をいただきました。この場を借りて御礼申し上げます。

また、センター職員の皆様におかれましては、日々の支援を通して、矯正施設退所者の社会復帰や地域移行に係る理解の促進や、その再犯の防止に大きな役割を果たしているものと存じます。職員の皆様の引き続きのご活躍を期待しております。

平成 30 年 3 月

株式会社インターリスク総研

目次

はじめに	1
I. センターの運営について	3
II. 好取組事例について	5
1. コーディネート業務における矯正施設・保護観察所との関係構築	5
(1) 矯正施設・保護観察所・センターでの定例会議の開催	5
(2) 矯正施設・保護観察所との相互理解、業務改善の実施	6
2. コーディネート業務・フォローアップ業務における都道府県・市町村等の福祉行政機関や 福祉関係者との関係構築	11
(1) 福祉行政機関の窓口の明確化	11
(2) 福祉行政機関・福祉関係者の理解促進に向けた取組①	13
(3) 福祉行政機関・福祉関係者の理解促進に向けた取組②	15
(4) 日頃の取組を通じた都道府県とセンターとの関係構築	18
(5) 自立支援協議会を活用した取組	19
3. フォローアップ業務における円滑な地域移行の促進	20
(1) コーディネート段階からの働きかけや受入れ先の候補となる施設への配慮	20
(2) 円滑な地域移行を図るための日頃の取組	21
(3) フォローアップ業務を終了する目安の設定	22
4. 普及啓発のための会議・研修をより効果的・効率的に開催する工夫	23
(1) 多様な形態の研修の企画と受入先施設の開拓につなげるフォロー	23
(2) 効率的・効果的な研修の企画・運営	24
(3) 矯正施設を出所した当事者の協力を得た研修会の企画	25
(4) 複数の手段による情報発信	26
(5) 福祉行政機関の協力を得た研修案内	27

I. センターの運営について

センターは「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針（平成 21 年 5 月 27 日付社援総発第 0527001 号別添）」により体制、事業等が規定されています。

しかしながら、同事業自体が比較的新しい上、「はじめに」で触れたように、各センターの現場レベルの運営については相違点があります。

そこで、本章では、組織を円滑に運営するための 4 要素に焦点を当て、センターの組織運営に共通する事項を整理します。

<組織を円滑に運営するための 4 要素>

共通目的

職員が同じ方向や価値観を持って業務ができるよう繰り返し伝達したり、目線合わせができる仕組みを整えることが大切。

コミュニケーション

情報共有や整理を通して、より効果的な支援を実現させるとともに、重複・抜け漏れがなく効率的な業務が実施できる仕組みを作ることが大切。

貢献意欲

職員が勝手気ままにふるまうのではなく、お互いに協力する必要性を喚起したり、協力できる仕組みを作ることが大切。

人材育成

個々の職員が業務に対する悩みを抱え込まないように配慮し、かつ、職場全体で知識・経験を共有できる仕組みを作ることが大切。

<組織を円滑に運営するための 4 要素>

円滑な組織運営のため留意している事項について、センターのヒアリングを通して聴取した内容を下表に整理しました。また、以降の本文ではコーディネート業務を「CO 業務」、フォローアップ業務を「FU 業務」と称します。

<組織を円滑に運営するための 4 要素>

<p style="text-align: center;">共通目的</p>	<p>共通の目的・価値観を持つための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ● センターの理念、行動指針、緊急時対応フロー等を業務マニュアルとしてファイルにまとめ、職員ごとに 1 冊作成し手交している。判断に迷う場合等は必ず理念・指針に基づいて考え、行動するよう日頃から指導している。 ● センターとして FU 業務の期間に目安を設けることで、職員全員に地域移行に関する意識を共有している。 ● 研修会の開催や参加の呼びかけも、CO 業務や FU 業務の一環であるという方針を示して、多忙な中でも職員が前向きに取り組めるようにしている。
<p style="text-align: center;">貢献意欲</p>	<p>お互いに協力し合うための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 業務繁忙によるケースシート作成忘れ等の事務ミスを防ぐため、事務職員がバックアップする仕組みを導入している（例：案件ごとの進捗状況を記載した全体確認シートの掲示、必要書類作成を促す机上札を活用等）。 ● 支援対象者への初回面談は必ず複数の職員で行うことで、共通認識を持ち、出張等で不在にする場合でも相互にカバーできるようにしている。
<p style="text-align: center;">コミュニケーション</p>	<p>円滑に情報共有を行い、効率的に業務を実施するための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 始業・終業時にミーティングを実施するなど情報共有の場を設け、対応案件の進捗状況等を随時すり合わせている。 ● センター内の会議や関係機関との打ち合わせ等で決定した内容は必ず議事録に残し、会議に参加できなかったり職員が入れ替わったりしても、情報共有を行えるようにしている。
<p style="text-align: center;">人材育成</p>	<p>センターの業務を担う人材を確保し、育てる取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 定期的にセンター内で事例検討会を開催している。その中で対応事案について情報共有や支援方針の検討をしたり、上司からスーパーバイズを行ったりしている。 ● 職員全員が事業内容を理解して説明できるようにするため、プレゼン練習を行い、発表の機会を設けている。 ● 全国・ブロック規模の研修に積極的に職員を参加させている。そこで他センターの組織運営や困難事案への対応に係るノウハウ等を学んでもらっている。

II. 好取組事例について

センターの円滑な業務運営には、関係機関等によるセンターの役割への理解の醸成及び支援対象者の特性や希望に沿った受入先施設等の確保等が必要です。そこで、本章では関係機関等との関係構築において留意・工夫している好取組について紹介します。

※掲載している各種取組は、平成 29 年 10 月、全 48 センターを対象に実施したアンケート調査の中から抽出し、ヒアリング調査により聞き取りを行った内容です。

1. コーディネート業務における矯正施設・保護観察所との関係構築

(1) 矯正施設・保護観察所・センターでの定例会議の開催

<取組概要>

矯正施設等との情報共有・意見交換のため、定例会議を開催

①取組の経緯

- ・ 矯正施設退所時に手帳未取得者が多かったため、センター主導で関係機関への働きかけを積極的に行い、判定機関による矯正施設への出張判定が可能となった。この取組を契機に関係者が集まる会議（＝連絡協議会）が必要と認識され、定期的を開催されるようになった。
- ・ また、いくつかの法人が協業してセンター運営を行っているため、その法人間での情報共有・意見交換の場（＝連絡会議）を定期的を開催することとなった。

②取り組んだこと

- 連絡協議会
 - ・ 保護観察所主催により、年 6 回程度開催（うち 1 回は矯正施設内で開催）している。矯正施設・保護観察所・センターの他に、市や更生保護施設等も参加している。
 - ・ 矯正施設から特別調整の対象としたい案件の提示があり、それに対する意見交換を行っている（CO 業務に至る前の会議という位置付け）。
 - ・ ケース会議を実施することがあり、具体的な案件について協議することもある。
- 連絡会議
 - ・ センター主催により、毎月（年 12 回）開催している。
 - ・ センター職員、県担当者、保護観察所担当者が参集し、支援対象者に係る進捗報告、情報共有及び現状の課題等について意見交換を行っている。

③取組の成果

- ・ 定期的な顔を合わせる機会を設けたことで参加者同士の関係は良好であり、支援対象者への支援を円滑に進めるための取組について十分な意見交換が行えるようになった。
- ・ 定期的な進捗共有を行うことで、互いに日頃の業務に関する理解が進み、支援内容・方向性に関して共通認識が醸成され、円滑な連携が図れるようになった。

(2) 矯正施設・保護観察所との相互理解、業務改善の実施

<取組概要>

特別調整を円滑に進めるため、矯正施設・保護観察所と共通ツールを作成

①取組の経緯

- ・現在のセンター長が着任した際、CO 業務での各機関の役割や業務分担が不明確であったため、それまでの業務運営や関係機関との連携について整理した。
- ・整理した結果、支援の実施に必要な情報等の共通認識が関係機関の担当者の異動等によって失われていたため、特別調整依頼時に提出される書類や情報に抜け漏れ等の不足があり、やりとりが円滑に進んでいないこと等が分かった。
- ・そこで、矯正施設・保護観察所・センターの三者で共通のツールを作成する等して、やりとりの円滑化やコミュニケーションの活発化を図るため、定期的な会議を開催することにした。

②取り組んだこと

- ・三者での定期的な会議を通して、下記の共通のツールを作成した。
 - > 特別調整の依頼時に必要な書類リストの作成：必要書類の抜け漏れや記入漏れの防止
 - > 情報提供・支援依頼の書式を統一：「どんな情報が必要か」「何をしてほしいのか」を明確化
- ・センター長・統括矯正処遇官・統括保護観察官は定期的な会議には必ず出席することとし、迅速な方針決定や決定事項の実施を担保できるようにした。
- ・会議終了後にセンターが議事録を作成し、三者で共有・保管するようしており、人事異動等で担当者が変更しても変わらず連携できるようにしている。

③取組の成果

- ・三者共通のツールを作成したことで情報共有等について円滑な連携ができるようになった。
- ・定期的に顔を合わせる機会を設けることで、それぞれの業務への理解が深まり、お互いの内情や配慮してほしいことについても率直に話せる関係性ができた。
- ・定期的な会議は刑務所で行い、刑務所勤務の首席矯正処遇官や、ソーシャルワーカー、看護師等にもできるだけ出席してもらえるよう配慮している。

参考資料

1. 依頼時に必要な書類リスト
2. センターからの情報提供、支援協力依頼書式①～③

《依頼時に必要な書類》

- 1、特別調整協力等依頼書
- 2、支援対象者個人票（医療情報要約も含む）
- 3、特別調整候補者資料（A・B）
- 4、同意書
- 5、身上調査書
- 6、戸籍謄本・附票
- 7、領置品リスト
- 8、年金情報

平成30年 月 日

保護観察所
 所長 様

地域生活定着支援センター
 センター長

特別調整対象者の支援協力をお願い（依頼）

標記につき、下記の通り刑務所への依頼等よろしくお願ひ申し上げます。

対象者氏名		生年月日	昭和 年 月 日
本籍			

<input type="checkbox"/> 障害者手帳 手帳の種類（ <input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 知的 <input type="checkbox"/> 精神）	
<input type="checkbox"/> 申請手続き（取得までの一連の手続き）	<input type="checkbox"/> 主治医意見書の作成
<input type="checkbox"/> その他（ ）	
<input type="checkbox"/> 介護保険	
<input type="checkbox"/> 申請手続き（認定までの一連の手続き）	<input type="checkbox"/> 主治医意見書の作成
<input type="checkbox"/> その他（ ）	
<input type="checkbox"/> 障害者（児）福祉サービス	
<input type="checkbox"/> 申請手続き（認定までの一連の手続き）	<input type="checkbox"/> 主治医意見書の作成
<input type="checkbox"/> その他（ ）	
<input type="checkbox"/> 診断書	
<input type="checkbox"/> 診断書の作成	<input type="checkbox"/> その他（ ）
<input type="checkbox"/> 住所関係	
<input type="checkbox"/> 住所設定	<input type="checkbox"/> 転出手続き
<input type="checkbox"/> その他	
※上記が必要な理由	

〈センターからの情報提供、協力依頼書式②〉

平成 年 月 日

保 護 観 察 所
所 長 様

地域生活定着支援センター
センター長

特別調整対象者の支援協力と情報提供のお願い（依頼）

標記につき、下記の通りよろしくお願い申し上げます。

対象者氏名		生年月日	昭和 年 月 日
本 籍			

◎支援協力

更生緊急保護

家族等への手紙の送付

会議の出席、同行

◎情報提供

親族の戸籍（謄本・附票）

生活環境調整（面接記録、支援の経過記録）

◎その他

※上記が必要な理由等

〈センターからの情報提供、依頼協力書式③〉

平成 年 月 日

保護観察所
 所長 様

地域生活定着支援センター
 センター長

特別調整対象者の情報提供のお願い（依頼）

標記につき、下記の通り刑務所への依頼等よろしくお願ひ申し上げます。

対象者氏名		生年月日	昭和 年 月 日
本籍			

年金情報

初診医療機関 診断書作成医療機関
その他（ ）

医療情報（医療機関名：過去受診歴のある医療機関について）

受診期間 診断名・病状・状態像 来院の経緯 入院回数・入院期間・入院形態・入院理由
入院回数・入院期間・入院形態・入院理由 入院時の様子 当時の家族状況
当時の支援者の有無と支援機関名 年金診断書の作成有無
過去の受診医療機関（把握している場合） 紹介先医療機関（転院している場合）
障害者手帳等の診断書の作成有無 その他（ ）

通帳情報

金融機関名・支店名・口座番号 残高 預金取引明細表
その他（ ）

介護保険証情報 障害福祉サービス受給者証情報 障害者手帳の写し
親族の戸籍謄本・附表 外部交通（書信 面会 差し入れ 宅下げ記録）
検査結果とその詳細（CAPAS WAIS-III 長谷川式）

その他

※上記の必要な理由等

2. コーディネート業務・フォローアップ業務における都道府県・市町村等の福祉行政機関や福祉関係者との関係構築

(1) 福祉行政機関の窓口の明確化

<取組概要>

援護の実施者が速やかに決まるよう、窓口課及び担当者を明確化

①取組の経緯

- ・ 開設当初、センター自体が市町の職員に知られておらず、対応を依頼しても、「当課が担当ではない」と言われてしまうことがあり、苦慮していた。
- ・ そこで、センターへの協力が得られるよう県の協力を仰ぐこととした。

②取り組んだこと

- ・ 県に対して上記の課題があることを伝え、地域への円滑な移行や帰住地での再犯防止のためには、各市町とのスムーズな連携が必要であるとの理解を得た。
- ・ そして、県から各市町に対し、「地域生活定着支援事業担当窓口課及び担当者」を設置するように働きかけ、一覧をセンターに共有していただいた。
- ・ 支援対象者への支援が複数の部署にわたる場合には、担当窓口課より他課へ支援会議への出席を依頼していただくようにした。
- ・ 支援会議は担当窓口課が中心となって開催することとし、センターは面談等で得た情報の提供に留め、参加者全員の合意により援護の方向性や具体的な支援の進め方について決定している。

③取組の成果

- ・ 今までは支援対象者ごとにセンターから各課へ個別に相談していたため、支援の実施まで時間を要していた。担当窓口課及び担当者を明確にできたことで、ワンストップで対応依頼から支援方針の検討までが可能となり、効率的に業務が進められるようになった。
- ・ 支援会議で援護の実施者を決定する際に、市町の担当者から受入先施設の候補の提案等もしていただけるようになった。
- ・ 会議に出席した各課がケースを共有することで「地域住民の一人」を支援するという共通認識が生まれ、出所後においても継続的な支援や協力が得やすい環境が醸成された。
- ・ 担当者を決めたことで、市町行政内におけるセンターの役割への理解が醸成された。「センター自体を知らない」と言われることが減り、担当者が変わっても同質の支援を継続できるようになった。

参考資料

地域生活定着支援事業担当窓口及び担当者一覧

H29年度 各市町地域生活定着支援事業担当窓口

市町名	担当部課名	担当者名	電話番号
	保健福祉部 保健福祉総務課		
	健康福祉部 障がい福祉課		
	健康福祉部 元気高齢課		
	保健福祉部 福祉総務課		
	こども福祉部 障がい福祉課		
	保健福祉部 障がい福祉課		
	健康福祉部 社会福祉課		
	保健福祉部 福祉課		
	健康福祉部 社会福祉課		
	保健福祉部 福祉課		
	健康福祉部 社会福祉課		
	健康福祉部 高齢対策課		
	保健福祉部 社会福祉課		
	市民福祉部 市民福祉課		
	健康福祉課		
	健康福祉部 社会福祉課		
	福祉課		
	民生部 健康福祉課		
	保健福祉課		
	健康福祉課		
	住民生活部 福祉対策課		
	民生部 健康福祉課		
	町民生活部 健康福祉課		
	保健福祉課		
	健康福祉課		
	保健福祉課		
	健康福祉課		

(2) 福祉行政機関・福祉関係者の理解促進に向けた取組①

<取組概要>

福祉行政機関にセンターの役割を理解してもらうため、事例を用いた研修会を開催

①取組の経緯

- ・ CO 業務において、円滑な地域移行につなげるためには、矯正施設等に入所している間に、各種認定手続きや手帳取得、援護の実施者の決定が行われることが望ましく、そのためには福祉行政機関をはじめとした多くの関係者に迅速に動いてもらう必要があると考えた。
- ・ そこで、センターの役割について理解を深めてもらうため、より多くの福祉行政機関に参加してもらえるような会議や研修会の開催を企画することとした。

②取り組んだこと

- ・ より多くの福祉行政機関に参加してもらうため、開催 2 ～ 3 か月前から関係者へ通知し、日程調整を行った。
- ・ 当初は実績報告のみの簡素な会議・研修会であったが、関心の高いテーマを選定したり、テーマに合わせて参加者を募集したりした。具体的にはセンター、県、保護観察所、刑務所、少年院で 2 カ月に 1 回程度打合せを行い、その際に研修会のテーマと参加してもらいたい福祉行政機関について検討した。
- ・ 参加してほしい福祉行政機関には、開催案内を送付すると共に、電話でも連絡するなど、丁寧に案内を行うように心がけた。
- ・ 研修会では支援対象者の様子や支援方法を具体的に理解してもらえるよう、支援対象者の現状を写真やビデオで見てもらったり、受入先施設の職員から感想を話してもらったりした。
- ・ 欠席者には、議事録や資料等を送付し、次回参加してもらえるようフォローした。

③取組みの成果

- ・ 本取組開始当初に比べると福祉行政機関の参加者が大きく増加した。平成 22 年度は県及び政令市の 2 機関のみの参加であったが、徐々に中核市、その他市区町村と増え、平成 29 年度は県及び 26 市区町村から参加が得られるようになった。
- ・ センターの役割や支援対象者について理解が広まり、これまでは支援対象者を地域に受入れることに消極的だった市区町村でも支援の相談ができる体制（環境）ができた。
- ・ 県主催の生活保護担当者向け研修において、センターの取組を紹介する機会も新たに得られるようになり、福祉行政機関担当者の理解がさらに深まってきている。

参考資料

会議への参加依頼書式（本紙）

〈会議への参加依頼書式（本紙）〉

平成 29 年 6 月 19 日

関係者各位

県地域生活定着支援センター長
(公印省略)

平成 29 年度地域生活定着支援事業関係機関会議ご出席のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、県地域生活定着支援センターは、県から委託を受け、高齢・障害受刑者を対象に出所後の生活支援に取り組んでいます。当センターは、今年で事業開始から 年目を迎えます。高齢・障害受刑者の多くは、収監される以前から家庭崩壊、地域社会の中での孤立、仕事や役割の喪失、生活苦、認知症などの疾病、知人や親族からの金銭搾取、住宅困窮などいくつもの問題を抱え、一人では生活を立て直すことが大変困難な状況に置かれています。県内各地の行政はじめ関係機関の皆さまのご協力により出所（出院）後の地域移行がスムーズに開始され、罪を償って地域に戻って来た人たちの生活の場や就労の場が大きく広がってきていますが、まだ多くの課題があります。

この会議は、当センターが開所してから毎年開催し、高齢者・障害者の地域生活や社会復帰支援についてご意見を頂戴していますが、今年度は、県及び県内の各市町村の担当課を始め、関係機関の皆さまにお声かけさせていただき、よりよい事業の運営・推進を目指していきたいと考えております。

つきましては、御多忙中のところ誠に恐縮ではございますが、貴機関職員のご出席をいただきたくお願い申し上げます。別紙にてご回答をお願いいたします。

記

1. 日 時 平 29 年 9 月 11 日（月） 9：30～12：00

2. 場 所 文化センター
中央 2-5-1 ビル 2 号館 5 階3. 議 題 (1) 地域生活定着支援センター業務報告
(2) 事例にみる高齢・障害出所者の現状と課題
(3) 情報交換

4. 参加呼びかけ機関

県及び各市町村の生活保護、障害、高齢者支援の担当課、刑務所、刑務所、少年院、医療少年院、保護観察所、更生保護施設、会、県及び市の障害者相談センター、ユニバーサル就労ネットワーク等

(3) 福祉行政機関・福祉関係者の理解促進に向けた取組②

<取組概要>

センターの役割を効果的に周知するため、プレゼン練習を実施

①取組の経緯

- 
- ・ 本来センターの主な役割は地域に「つなぐ」ことだが、主体的に関わり続けるべきだと誤解した受入先施設から、無理難題を度々求められた。
 - ・ また、センター職員の入れ替わりによる経験・知識不足から、個別ケースにおける支援の不調も生じるようになった。
 - ・ そうした現状を受け、「あらゆる機会をとらえた事業説明」「学習機会の創出」を目的として、センター職員全員が事業説明をできるように準備・練習の仕組みを整えることにした。

②取り組んだこと

- 
- ・ 説明事項の抜け漏れをなくしたり、相手方の背景を踏まえて発表したりできるように、盛り込む要素やポイントをまとめた「プレゼンシート」を活用して発表者が事前にチェックをするようにした。
 - ・ 本番前に、センター内で発表練習を行うようにしている。聞き手側はあらかじめ重要な要素だと考える項目をまとめたプレゼンシートを用意しておき、同シートに改善点を記載して本人に手交することで、発表者がブラッシュアップできるようにしている。
 - ・ 今年度は合計 13 回の発表機会を全職員で分担して対応した。

③取組の成果

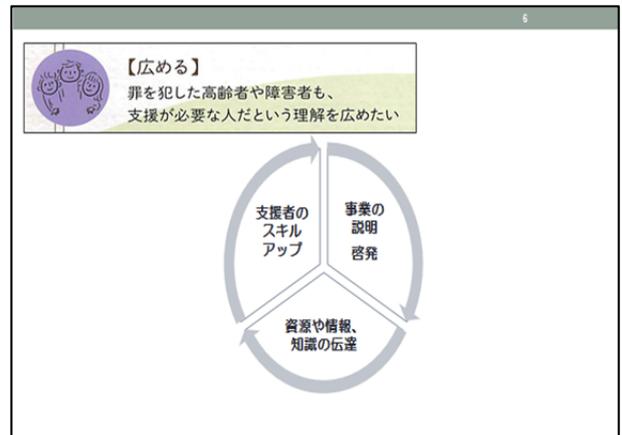
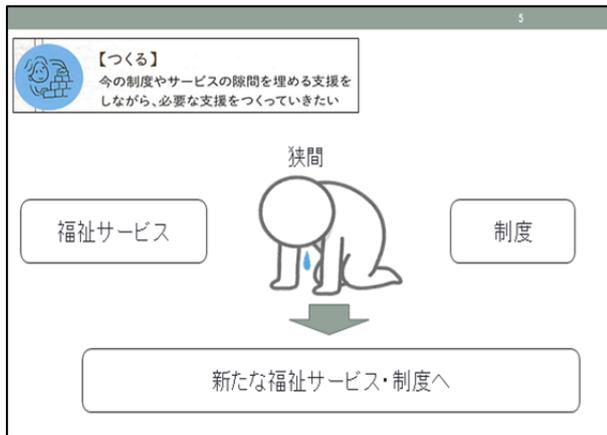
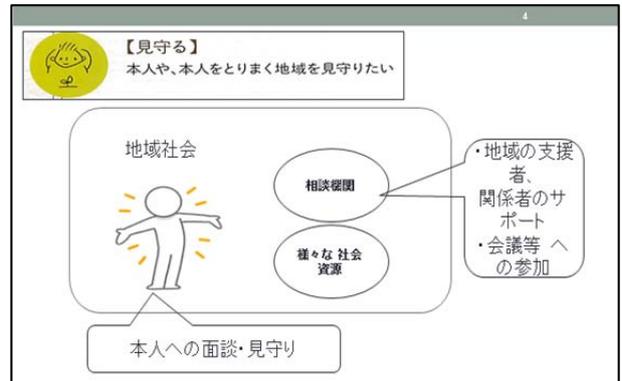
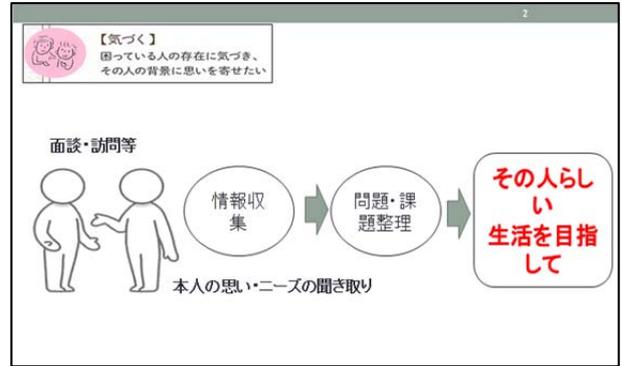
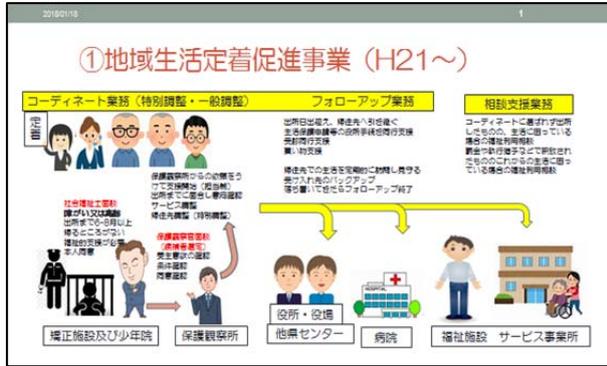
- ・ 出講体制を整え、積極的に対応を行うように努めたことで、保護観察所や福祉施設等からセンターの事業説明の依頼が増えた。
- ・ センターの役割に対する理解が深まったことから、実際の支援場面においても、関係機関や受入先施設が自ら主導したり、センターに求められる役割が明確になるなどの効果が出始めている。
- ・ 職員にとって、プレゼン練習は自ら学ぶ機会となると同時に、他職員の説明資料や説明の仕方を学ぶ貴重な機会となったり、共通利用できる資料の共有する機会となったりしており、ナレッジ共有が促進され、また業務効率化にも資することとなった。

参考資料

1. プレゼンシート
2. 事前説明資料（一部抜粋）

参考資料 1

定着事業プレゼン練習	実施日	記入者
プレゼンをするひと		
対象となるひと		
場面設定		
時間		
使用したグッズ		
内容		
感想		
その他		



(4) 日頃の取組を通じた都道府県とセンターとの関係構築

<取組概要>

**都道府県とセンターとの円滑な関係性を構築するため、
定例報告や意見交換を毎月実施**

①取組の経緯

- 
- ・ 開設当初から、毎月県に対して実績報告を行っているが、以前は郵送でやり取りをしており、担当者間で顔を合わせる機会が少なかった。
 - ・ 県の担当者は異動も多く、書面のみでのやり取りでは新担当者の理解が追い付かず、連携に支障がでるのではないか、と不安に感じた。
 - ・ そこで、まずは顔を合わせてお互いの理解を深めることが必要であると思い、センターが毎月直接訪問して詳細な報告をすることにした。

②取り組んだこと

- 
- ・ 毎月、県を訪問して直接報告を行うとともに、対応件数の月次推移等の数値報告をする場合には、グラフ等を活用して視覚的に理解しやすいよう配慮している。
 - ・ 報告の際は、実績報告のみでなく、個別の支援対象者について協議したり、現場で苦慮していることを伝えたりしている。これによって、センターと県との間に温度差が生じないように配慮している。

③取組の成果

- ・ 訪問による実績報告を行うことで、県の担当者からは「（数値だけでは分からない）センターの業務について理解できるため、大変ありがたい」と言われており、たとえば庁内の次年度予算折衝も円滑にできる等同担当者の業務遂行にも資するようなメリットも生まれている。
- ・ 県の担当者は人事異動もあるが、担当者が変わっても訪問による定例報告を行うことで、センターの業務や個別ケースについて理解が得られるため、変わらず良好な関係が築くことができている。

(5) 自立支援協議会を活用した取組

<取組概要>

地域に根ざした支援体制を構築するため、自立支援協議会を活用

①取組の経緯

- ・ センターの人員が限られている中で、年間に扱うケースは徐々に増えていくため、個々のケースに対して十分な支援が実施できなくなるのではとの問題意識があった。
- ・ 地域に根ざした支援を実現するためには、当然ながらセンター単独では困難であり、また、特定の機関にのみ頼ることも難しいため、地域のつながりを活用したセーフティネットを構築することが必要であると考えた。
- ・ ちょうど障害者自立支援法の一部改正によって、自立支援協議会の地域での役割が明示され、「地域の課題を共有し、サービスの基盤の整備を進めるために活動する」との目的に、センターの課題が合致すると感じ、活用することとした。

②取り組んだこと

- ・ まずは、自立支援協議会自体が活発に活動している市の担当者へアプローチした。
- ・ そして、同市に帰住する予定の支援対象者について、センターと自立支援協議会内にある各部会とが協力して、支援の実施者を決定する等の仕組みを作った。
- ・ 同市での取組を成功例として、他地域の自立支援協議会にもアプローチをした。
- ・ 積極的ではない市町に対しては、その地域の基幹となっている相談支援事業所にもアプローチして、市町の説得に協力してもらった。

③取組の成果

- ・ 今までは、センターから個別の福祉関係者等へ訪問しての説明や受入れの要請等を行っていたが、上記の仕組みができてからは、同市に帰住する支援対象者についての情報収集、受入れ先選定、手帳の取得等の対応において部会からの協力が得られ、円滑な支援が可能となった。
- ・ 自立支援協議会は法定化された仕組みであるため、必ず協議の場に福祉行政機関が参画している。このことによって、受入れ先となる福祉関係者にも「行政と連携が取れ、フォローを受けられる」との安心感がある。
- ・ 2017年2月現在では、県内の多くの市町で同様の仕組みで対応が進められるようになった。

3. フォローアップ業務における円滑な地域移行の促進

(1) コーディネート段階からの働きかけや受入れ先の候補となる施設への配慮

<取組概要>

支援対象者の面談への相談支援事業所等の同行や、 受入れ先の候補となる施設の不安を軽減するための取組

①取組の経緯

- 
- ・ 従来は、出所時に受入先施設が決まらない支援対象者が多かったが、過去の付き合いや実績をてこにいくつかの施設に受入れをお願いしていた。
 - ・ しかし、そうした施設が主体的に支援に関わってくれることは必ずしも多くなく、受入れ後しばらくしてもセンターが継続的に関与せざるを得なかった。
 - ・ 次第にそうしたケースが累積していき、センターとしての業務の質が下がり始めていたことに危機感を持ち、主体的に受入れをしてくれる施設を増やすための取組を検討することとした。

②取り組んだこと

- 
- ・ CO 業務の段階から地域の福祉関係者に関与してもらうことで、地域が支援の主体であることを意識してもらえるようにしている。（例：特別調整の支援対象者の面談は、帰住予定地域の相談支援事業所や包括支援センターの担当も同行する等）
 - ・ 受入れ先の候補となる施設に対しては、受入先施設での好事例を共有したり、実際に受入れた施設の見学やその施設職員との座談会を企画したりすることで受入れ側の不安の軽減を図っている。

③取組の成果

- ・ CO 業務において、出所後すぐに地域の福祉事業者につなげられることが多くなった。
- ・ 今では、受入先施設から、センターに支援対象者を任されたとの受動的な反応でなく、「あとは任せて」や「センターに頼らず、自分たちで対応したよ」といった主体的・能動的な反応が増えてきている。
- ・ 受入れ先の候補となる施設の職員に直接現場をみてもらったり、職員同士で不安に感じることを率直に話し合ってもらったりすることで、支援対象者の受入れに肯定的な方が増えてきた。

(2) 円滑な地域移行を図るための日頃の取組

<取組概要>

フォローアップにおけるセンターの役割についての明確な説明と、 受入先施設への丁寧な支援

①取組の経緯

- ・ センターの役割に関する理解が地域に浸透しておらず、FU 業務に移行したとしても、変わらず支援の中心にセンターが位置付けられていることが多く見られた。
- ・ また、受入先施設も支援対象者への対応について戸惑うこともあり、センターに頼りたいという意識も強かった。
- ・ センターの人的資源が限られている中で、継続的に関与する支援対象者の数が増えていくことで、センター運営そのものが滞ってしまうとの危機感を抱いた。
- ・ そこでセンターの役割への理解を地域で醸成することで、支援の中心を徐々に地域へ移行させていくことにした。

②取り組んだこと

- ・ 日頃から各関係機関に対して、CO 業務と FU 業務におけるセンターの役割・位置付けの違いについて明確に説明している。
- ・ 一方で、FU においては、受入先施設等からの相談があれば速やかに対応し、不測の事態等にはセンターもフォローアップを行っている。
- ・ また、FU 終了後も必要に応じて、相談支援業務で関わることもできる旨も説明している。
- ・ 加えて、積極的に研修会を開催したり、個別施設等からの講師依頼を受けたりすることで、センターの役割への理解を深めている。また、研修会を企画する際には、テーマに「触法」を掲げるのではなく、「身寄りなし」や「地域共生社会の実現」という言葉を用いて、より参加者にとって身近な問題であると感じ、関心をもってもらえるよう工夫している。
- ・ 上述の研修会では、罪を犯した方であっても、高齢者あるいは障害者の一人に対する支援には変わらないということや、研修参加者と同様に地域住民の一人であることを理解していただけるように説明している。

③取組の成果

- ・ 日頃から業務内容等の説明を行うことで、受入先施設等の方々には、「自分たちが支援の中心である」ということを徐々に理解してもらっている。
- ・ 関係機関からセンターの業務説明を内容とする研修会の講師依頼が増えており、センターの存在が地域に認知されてきていると感じる。

(3) フォローアップ業務を終了する目安の設定

<取組概要>

地域移行に関する意識を共有するため、FU 業務の終了目安を設定

①取組の経緯

- ・ センター運営開始当初は、FU 業務の期間を3年程度と想定していたが、センターとして明確に目安は設けていなかった。
- ・ 職員数が大きく変わらない中、次第に担当案件数が増えてきたことで、1件ごとの対応時間が限られ、支援の質が低下しないか危機感を抱いた。
- ・ 受入先施設とのケア会議においても、センターが関与を続けるべき案件とそうではない案件とが混在するようになったことから、FU 業務の終了時期についてセンターとして目安を設けることにした。

②取り組んだこと

- ・ センターとしてFU 業務の終了目安を1年間と定め、同期間内は定期的に受入先施設を訪問するなど能動的に支援対象者や職員等に関わるが、同期間終了後は支援対象者や受入先施設から連絡を受けて対応するという方針で活動を行った。
- ・ 支援対象者によって必要な支援内容や支援期間は様々であるため、一律に1年間でFU 業務を終了することはないが、「センターの支援がなくても地域での生活が十分可能」とセンターが判断した場合には、受入先施設等及び本人に打診し、FU 業務を終了している。

③取組の成果

- ・ 一定の目安を設けたことで、2年以上前から継続しているFU 業務の案件数が3分の2程度まで減少した。
- ・ センターからFU 業務の終了を打診する際は、センターの役割と地域福祉の役割等を改めて丁寧に説明し、理解が得られるよう配慮している。
- ・ 受入先施設によっては、CO 業務の調整後、「あとは任せて」と矯正施設退所時点から主体的な支援を申し出してくれる施設もでてきた。

以上

4. 普及啓発のための会議・研修をより効果的・効率的に開催する工夫

(1) 多様な形態の研修の企画と受入先施設の開拓につなげるフォロー

<取組概要>

**受入先施設の確保・開拓につなげるため、
多様なニーズに応じた研修開催と丁寧な個別フォローを実施**

①取組の経緯

- ・ 開設当初、地域へセンターの存在や役割を知ってもらい、支援対象者の受入れ先の候補となる施設を増やすために、福祉施設への個別訪問等の「点をつなぐ」活動から始めた。
- ・ そのような「点」の活動と並行して、地域へセンターの役割について理解をしてもらい、円滑な地域定着へつなげていくため、地域の福祉関係者等を対象とした研修の開催という「面」の活動にも力を入れることにした。
- ・ 研修開催を続けていくうちに、同じようなテーマや対象者に向けて開催をしても、地域の福祉施設等への理解は広がらないと感じて、研修形態や情報発信等に工夫を凝らすようになった。

②取り組んだこと

- ・ より多くの人に参加してもらうために、シンポジウム、事例検討会、勉強会等のように日時・規模を変えて大小さまざまな形態の研修を開催している。
- ・ まずは興味関心を持ってもらうために、「非行をした少年の立ち直りの為の支援」「多機関・多職種による連携支援を考える」等、関心の高いテーマを選定している。
- ・ 研修をきっかけに支援対象者の受入れへ興味を持った福祉関係者には、研修開催後も個別に施設を訪問する等のフォローを重ねることで、受入先施設候補にしている。
- ・ 一般の方々にも広く知ってもらうため、SNS を活用し、研修開催の案内や開催後の実施報告等の情報発信を行っている。

③取組の成果

- ・ 研修会の開催とその後の丁寧なフォローによって理解者が増えていることを実感している。
- ・ SNS の記事に対して一般の方から感想が寄せられており、地域生活定着促進事業への理解、センターの存在や役割が認知されつつある（例：「何か協力できることがあれば教えてほしい」「（定着支援業務について）もっと理解を深めたい」といったコメント等）。
- ・ センター職員においては、研修会の開催を通じて理解者が増えている手応えが感じられて、研修の企画・開催は特別な業務ではなく、日々の業務を円滑に進めていくための通常業務の一環であるとの共通認識ができた。

(2) 効率的・効果的な研修の企画・運営

<取組概要>

研修の年間計画の策定による効率的・効果的な企画運営

①取組の経緯

- ・ 研修会の開催について、以前は場当たりに企画・準備を行っており、業務繁忙にも関わらず急ぎょ研修開催が決まる等して、職員の負担が過多になることがあった。
- ・ そのように労力をかけても地域にセンターの役割がうまく周知されず、受入先施設等の確保・開拓につながらなかった。
- ・ そこで、センターへの理解者・協力者を増やすためには、戦略的な働きかけが必要と考え、年間計画を立て、余裕をもった準備・周知ができるようにした。

②取り組んだこと

- ・ 研修会開催の目的は「支援対象者への円滑な支援の実現」とし、実際に日々対応しているケースやタイムリーなテーマを打ち出している。
- ・ 関係機関との共催での研修を多く企画している。センターは講師のコーディネートやテーマ設定を行い、会場手配や研修内容の考案等は先方へ依頼することで、センター職員の負担軽減にも配慮している。
- ・ 研修タイトルやチラシのデザイン等もこだわったものを作成している。デザインを外注しイメージキャラクターを考案する等して、親しみやすくポップで明るいイメージの体裁を心掛けている。
- ・ 年間計画が決まっているため、日々の活動の中でも参加を呼びかけることができている。
- ・ 一般の方を対象とする際は、SNSも活用し、より多くの方の目につくようにしている。

③取組の成果

- ・ 年間計画に沿って開催準備を進めることで、以前よりも企画に注力することができるようになり、職員の負担軽減も図れた。
- ・ 日程に余裕をもって案内されるので、参加者もスケジュール調整がしやすくなった。また、案内チラシを配布後、更にもその関係機関から別の機関へ転送してもらえる等して幅広く周知できるようになった。
- ・ 研修会が広く知られるようになったため、マスコミから取材依頼を受けるようになり、マスコミの影響力も活用し、地域の方々の理解を得るための情報発信が行えるようになった。

(3) 矯正施設を出所した当事者の協力を得た研修会の企画

<取組概要>

支援対象者への理解を醸成するため、当事者が体験談を話す研修を企画

①取組の経緯

- ・ 支援対象者が地域に定着し、結果として再犯を防止するためには、センターによる支援のみでは困難であり、地域の理解者・協力者を増やし、地域全体で支援できる環境をつくることが大切だと考えた。
- ・ 実際の支援の経験から福祉を必要とする矯正施設退所者が地域に受け入れられない要因として、「どのような人物像か知らない＝怖い」という感情があった。
- ・ そこでセンターの業務や当事者の情報、支援した事例を話すにとどまらず、支援対象者にこれまでの経験や苦労したことを直に語ってもらうことで、「支援対象者は怖い存在ではなく、福祉の支援を必要とする一人の人間である」ことを知ってもらえようと考え、支援対象者本人による体験談を含めた研修会を企画した。

②取り組んだこと

- ・ 支援対象者本人に経験を人前で話してもらうには、センターとの信頼関係が不可欠である。そのため、当事者の選定には、長年センターとしても関与し、地域へ定着できつつある支援対象者を候補とした。
- ・ 支援対象者への依頼時には、本人が話すことの意義等を丁寧に伝えた。そして、了承してもらえた場合には、本人やその関係者と綿密に打ち合わせを行い、話す内容を個人情報等にも留意しながら決めていった。
- ・ 研修会では、センター職員との対談形式とし、本人の経験や刑務所の中での苦労話等話しやすいよう配慮した進行にしている。

③取組の成果

- ・ 支援対象者に対する地域の理解が深まってきていると感じる。取組を継続して、「罪を犯した怖い人」との先入観を払拭して、「支援を必要とする普通の人」であるとの認識が浸透してきている。
- ・ また、支援対象者自身も地域の人々の前で実体験を話すことで、自己有用感を得られている。つまり、自分の話すことが他の支援対象者への地域の理解を広げることにも役立っていると実感してもらえている。

(4) 複数の手段による情報発信

<取組概要>

参加者数を増やすため、研修案内に複数の情報発信手段を活用

①取組の経緯

- 
- ・センターが中心となり、地域の社会的な支援を考えるためのネットワークである「社会的支援協力事業部会」を企画運営している。
 - ・同部会の協力事業所には、108の事業所と27の個人の参加が得られており、これら参加者に対して、郵送またはFAXで研修案内等を行っていた。
 - ・タイムリーな情報発信、かつ郵送またはFAXを送付する職員の負担軽減のために、メールによる送付方法も手段に加えることとし、メーリングリストの作成を始めた。

②取り組んだこと

- 
- ・相手が望む情報伝達手段を用いて案内することが重要であるため、全てをメーリングリストによる情報発信に統一するのではなく、郵送・FAX等も使い分けている。
 - ・部会の協力事業者のみならず、更に協力者を増やしていくために社会福祉協議会や福祉医療機構の情報等を活用し、新たな案内先リストの作成も行っている。
 - ・個別支援を行う中でも、関係機関や受入先施設には、直接言葉を添えてチラシを手交し、研修会参加を促している。

③取組の成果

- ・研修会参加者はリピーターが多くを占めるものの、新たな案内先も開拓し、メール送付の活動を通して徐々に新規参加者が増えてきている。
- ・研修会アンケートで参加者のニーズを把握することで、より多くの参加者を獲得できるようになった。具体的には、少年鑑別所見学会の開催回数を増やしたり、個別施設での研修会開催支援を実現したりした。

(5) 福祉行政機関の協力を得た研修案内

<取組概要>

研修案内の効率化を図るため、福祉行政機関のネットワークを活用

①取組の経緯



- ・従来はセンターから1,000か所以上の福祉事業者に対して、文書で研修案内を郵送しており、作業にかかる労力や費用が負担となっていた。
- ・そこで、福祉行政機関の協力を得て、業務効率化及び経費削減を図ることとした。

②取り組んだこと



- ・福祉事業者への研修案内に際して発生する多大な事務コストや労力を個別支援に振り向けるとともに、より効果的・効率的に福祉事業者へセンターの役割を周知するため、福祉行政機関が保有するメーリングリスト等を活用してほしい旨を福祉行政機関の担当者に率直に伝えた。
- ・研修案内並びに参加申込書はセンターにおいて作成し、福祉行政機関担当者にはメールでの発信のみを依頼するなど協力してもらう福祉行政機関へ配慮している。
- ・福祉行政機関担当者は行政機関の組織内で更に連携して、それぞれの地域の福祉事業者等に研修案内がメール発信される仕組みである。

③取組の成果

- ・行政の持つネットワークを活用することで、研修案内の事務作業や費用を削減でき、それ以外の業務に対して資源を集中できるようになった。
- ・行政から広く案内されることで、研修参加者が徐々に増えている。

自立が困難な矯正施設退所者への福祉的支援に関する好取組事例集

平成 30 年 3 月

発行

発 行 者

株式会社インターリスク総研

〒101-0063

東京都千代田区神田淡路町 2-105 ワテラスアネックス

TEL 03-5296-8911 FAX 03-5296-8941

本取組集は平成 29 年度社会福祉推進事業として厚生労働省から補助金の交付を受けて実施した「自立が困難な矯正施設退所者への福祉的支援に関する調査研究事業」の成果物として作成したものです。